

争	6. 8. 7
	2832

当り百十兩(支給)  
 外ニ家族手當トシテ五十兩(四人分)ヲ支給  
 一 万一再開業スル場合ハ必ズ一職エラ雇フコト

◎ 労働争議

ホ一五十一七、四

大阪府東区猪飼野町一三五九

労働者 一三名(内解人一名)

参加者 一名

使用労働者中成績不良ノ為解雇シタルニ因リ大阪  
 労働者組合ニ應援ノ下ニ六月十五日争議ニ入りしが  
 七月四日圓滿解決

要件事項

解雇手当八十日分支給

解決事項

解雇手当二十日分支給